

別記様式 1

令和 8 年度随意契約による発注予定の契約情報

令和 8 年(2026年) 3 月 9 日現在

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約の方法により発注を行う予定の契約に係る情報を次のとおり公表します。

なお、内容については、公表時における概要であり、今後変更となる場合があります。

実施機関名 北海道総務部イノベーション推進局財産活用課

提供を受ける役務の 名称	当初	北海道庁緑苑ビル庁舎清掃業務
	変更	
契約を締結する時期	当初	令和 8 年(2026年) 3 月 31 日
	変更	
契約の相手方の選定 方法	当初	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号により、特定の1者を契約の相手方として選定
	変更	
その他	当初	1 契約の履行場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎 2 契約期間 令和 8 年(2026年) 4 月 1 日から令和 9 年(2027年) 3 月 31 日まで
	変更	

- 注 1 発注予定について変更があった場合は、変更後の事項及び変更年月日を「変更」欄に記載するものとする。
- 2 「契約の相手方の選定方法」欄には、特定の1者を契約の相手方として選定するのか、指名した者又は公募に応募した者の中から契約の相手方を選定するのかの区分を記載すること。
- 3 「その他」欄には、契約の履行について参考となる事項（契約の履行場所（納品場所）、契約期間（納期限）等）を、必要に応じて記載すること。
- 4 運用方針第3節（随意契約）関係の1の規定により財務規則第162条の3の規定を準用して行う公表に使用する場合には、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第○号」を「北海道財務規則の運用方針（「北海道財務規則の運用について」（昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達）第3節（随意契約）関係の1の（○）」に「買い入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量」を「（契約の目的物）の名称及び数量」に改めて使用すること。

随意契約により締結する契約の内容等

令和 8 年(2026年) 3 月 9 日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約の方法により締結する契約の内容を次のとおり公表します。

実施機関名 北海道総務部イノベーション推進局財産活用課

買い入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量	北海道庁緑苑ビル庁舎清掃業務
契約を締結する時期	令和 8 年(2026年) 3 月31日
契約の相手方の選定方法	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号により、特定の1者を契約の相手方として選定
契約の相手方の選定基準	特定随意契約に係る事務取扱要領による
応募する者に必要な資格	
応募の方法及び期限	
その他	1 契約の履行場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎 2 契約期間 令和 8 年(2026年) 4 月 1 日から令和 9 年(2027年) 3 月31日まで

上記契約の締結状況を次のとおり公表します。

令和 年(年) 月 日

契約を締結した年月日	令和 年(年) 月 日
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	円
契約の相手方を選定した理由	

- 注 1 「契約の相手方の選定方法」欄には、特定の1者を契約の相手方として選定するのか、指名した者又は公募に応募した者の中から契約の相手方を選定するのかの区分を記載すること。
- 2 「その他」欄には、契約の履行について参考となる事項（契約の履行場所（納品場所）、契約期間（納期限）等）を、必要に応じて記載すること。
- 3 契約の相手方が法人である場合は、「契約の相手方の氏名及び住所」欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 指名した者の中から契約の相手方を選定した場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に、当該指名した者の氏名及び住所（当該者が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに指名選考の過程及びその理由を付記すること。
- 5 公募に応募した者の中から契約の相手方を選定した場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に、当該公募に応募した者の氏名及び住所（当該者が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を付記すること。
- 6 運用方針第3節（随意契約）関係の1の規定により財務規則第162条の3の規定を準用して行う公表に使用する場合には、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第○号」を「北海道財務規則の運用方針（「北海道財務規則の運用について」（昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達）第3節（随意契約）関係の1の（○）」に「買い入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量」を「（契約の目的物）の名称及び数量」に改めて使用すること。